

議案第41号関係

大府市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

第1条

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項、第15条の2第2項<u>又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

大府市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

第2条

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>

大府市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</p>

議案第43号関係

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>6～9 略</p>

議案第44号関係

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（<u>第2号に該当する場合に限る。</u>）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する愛知県知事その他の機関が行う研修を含む。次項及び第29条第1項において同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第35条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(職員)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する愛知県知事その他の機関が行う研修を含む。次項及び第29条第1項において同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第35条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

新	旧
<p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p>

議案第45号関係

大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の<u>事故発生日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p>

新	旧
<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 略 2～4 略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略 2～6 略</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を</p>	<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p> <p>第3条の4 略 2～4 略</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略 2～6 略</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を</p>

新	旧																																						
<p>有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額的全額につき支給が停止される期間9に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 略</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="206 1120 1093 1343"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,440円</td> <td>13,320円</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,670円</td> <td>11,550円</td> <td>12,440円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,900円</td> <td>9,790円</td> <td>10,670円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円	分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円	部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円	<p>有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額的全額につき支給が停止される期間9に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>9 略</p> <p>別表（第5条関係） 補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="1140 1120 2027 1343"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,400円</td> <td>13,300円</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,600円</td> <td>11,500円</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,800円</td> <td>9,700円</td> <td>10,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円	分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円	部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円																																				
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円																																				
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円																																				
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円																																				
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円																																				

新	旧
<p>1 <u>事故発生日</u>に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が所属していた階級による。</p> <p>2 略</p>	<p>1 <u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日</u>に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が所属していた階級による。</p> <p>2 略</p>

第2回定例会補正予算の概要

1 総括

第2回定例会に提出する一般会計補正予算（第6号）は、補正予算額が406,080千円の増額で、補正後の予算規模は、45,124,438千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、環境保全型資材等購入推進事業補助金200千円及び豚熱ワクチン接種手数料補助金86千円を新たに計上するとともに、防犯施設事業に係る手数料1,281千円、青少年少女発明クラブ交付金1,505千円、農業環境整備事業に係る消耗品費900千円及び土地区画整理事業に係る国庫費用負担金7,500千円をそれぞれ増額するものである。

また、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用として、オンライン動画制作謝礼400千円、多文化共生事業に係る庁用備品86千円、保育環境改善等事業費補助金12,000千円及びサプライチェーン対策のための市内投資促進補助金12,500千円を新たに計上し、多目的ホール等使用料還付金392千円、愛三文化会館使用料還付金8,134千円、おおぶ文化交流の杜使用料還付金2,860千円等を増額するほか、今年度の実施を見送った50周年記念事業やイベント等に係る財源を新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金148,954千円を増額し、市制50周年記念式典運営委託料13,839千円、産業文化まつり会場設営等委託料15,904千円、オリンピック聖火リレーコース警備等委託料3,580千円、大府シティ健康マラソン大会交付金6,972千円等を減額するものである。

さらに、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づくGIGAスクール構想の加速化を図り、全ての児童生徒の健やかな学びを保障するため、小学校運営事業に係る学習用ソフトウェア使用料4,170千円、中学校運営事業に係る学習用ソフトウェア使用料1,901千円、中学校教育振興事業に係るオンライン学習支援サービス使用料4,752千円等を新たに計上するとともに、小学校運営事業に係る消耗品費12,772千円、施設用備品196,265千円、小学校教育振興事業に係る通信運搬費1,100千円、中学校運営事業に係る消耗品費6,656千円、施設用備品88,000千円等を増額するものである。

歳入では、保育対策総合支援事業費補助金12,000千円、公立学校情報機器整備費補助金171,695千円、高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金6,000千円、青少年少女発明クラブ運営寄附金1,505千円及び消防整備事業寄附金165千円を新たに計上するとともに、外国人受入環境整備交付金477千円、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金211,073千円及び前年度繰越金3,967千円をそれぞれ増額し、地域生活支援事業費等補助金535千円等を減額するものである。

2 予算規模

(単位 : 千円、%)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和元年度6月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一 般 会 計	44,718,358	406,080	45,124,438	32,293,183	12,831,255	39.7
特 別 会 計	8,573,982	0	8,573,982	10,508,478	△1,934,496	△18.4
国民健康保険	7,239,919	0	7,239,919	7,232,126	7,793	0.1
公共下水道	—	—	—	2,108,508	△2,108,508	皆減
農業集落排水	—	—	—	26,816	△26,816	皆減
後期高齢者医療	1,334,063	0	1,334,063	1,141,028	193,035	16.9
企 業 会 計	6,079,440	0	6,079,440	2,789,448	3,289,992	117.9
水道事業	2,691,287	0	2,691,287	2,789,448	△98,161	△3.5
下水道事業	3,388,153	0	3,388,153	—	3,388,153	皆増
合 計	59,371,780	406,080	59,777,860	45,591,109	14,186,751	31.1

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
15 国庫支出金	13,482,387	183,637	13,666,024	外国人受入環境整備交付金(1/2ほか) 増額	477
				地域生活支援事業費等補助金(1/2)減額	△535
				保育対策総合支援事業費補助金(10/10)	12,000
				公立学校情報機器整備費補助金 (10/10ほか)	171,695
16 県支出金	2,371,862	5,733	2,377,595	高齢者安全運転支援装置設置促進事業費 補助金	6,000
				地域生活支援事業費等補助金減額	△267
18 寄附金	508,228	1,670	509,898	少年少女発明クラブ運営寄附金 (株式会社豊田自動織機始め45件)	1,505
				消防整備事業寄附金 (株式会社伊藤園)	165
19 繰入金	3,835,683	211,073	4,046,756	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 増額	211,073
20 繰越金	200,000	3,967	203,967	前年度繰越金増額	3,967
計	44,718,358	406,080	45,124,438		

(2) 歳 出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	16,523,441	131,840	16,655,281	秘書事業 記念品等減額 △284 市制周年記念式典事業 記念品等減額 △5,213 消耗品費減額 △3 印刷製本費減額 △4 通信運搬費減額 △90 市制50周年記念式典運営委託料減額 △13,839 厚生福利事業 職員互助会補助金減額 △2,125 人材能力開発事業 普通旅費減額 △1,570 研修等出席負担金減額 △112 地域貢献活動実践研修負担金減額 △100 新型コロナウイルス感染症総合対策事業 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金増額 148,954 市制周年広報事業 市制50周年啓発品設置委託料減額 △1,942 シティプロモーション事業 オンライン動画制作謝礼 400 シティプロモーションCM制作委託料減額 △1,100 庁舎管理事業 多目的ホール等使用料還付金増額 392 青少年支援事業 若者駅前プロジェクト実行委員会交付金減額 △2,500 多文化共生事業 翻訳員謝礼増額 60 記念品等減額 △16 普通旅費減額 △1,319 消耗品費増額 96 通信運搬費増額 630 庁用備品 86 都市間交流事業 普通旅費減額 △16 自動車借上料減額 △520 入場料減額 △2 愛三文化会館管理事業 愛三文化会館使用料還付金増額 8,134 おおぶ文化交流の杜管理事業 おおぶ文化交流の杜使用料還付金増額 2,860 選挙管理委員会事業 記念品等減額 △40 費用弁償減額 △173 普通旅費減額 △47 研修等出席負担金減額 △32 全国市区選管連合会等負担金減額 △6 防犯施設事業 手数料増額 1,281

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
3 民生費	13,318,069	△5,739	13,312,330	民生委員事業 普通旅費減額 △1,803 自動車借上料減額 △1,000 平和事業 平和祈念戦没者追悼式司会謝礼減額 △50 中学生沖縄派遣事業現地ガイド謝礼減額 △16 普通旅費減額 △1,198 消耗品費減額 △216 印刷製本費減額 △252 通信運搬費減額 △32 中学生沖縄派遣事業旅行保険料減額 △3 平和祈念戦没者追悼式会場設営委託料減額 △479 平和講演会会場設営委託料減額 △36 平和講演会運営委託料減額 △973 駐車場整理委託料減額 △6 自動車借上料減額 △156 会場借上料減額 △116 駐車場使用料減額 △12 有料道路通行料減額 △4 地域福祉推進事業 福祉健康フェア実行委員会交付金減額 △2,350 障がい地域生活支援事業 講師等謝礼減額 △718 消耗品費減額 △100 印刷製本費減額 △212 通信運搬費減額 △223 障がい者アート作品展開催委託料減額 △562 駐車場整理委託料減額 △24 会場借上料減額 △301 敬老事業 敬老会演芸謝礼減額 △311 記念品等減額 △3,467 消耗品費減額 △138 食糧費減額 △500 印刷製本費減額 △613 通信運搬費減額 △936 敬老会舞台設営委託料減額 △154 自動車借上料減額 △508 児童センター統括事業 消耗品費減額 △13 印刷製本費減額 △160 親子運動遊びイベント事業関連委託料減額 △1,602 私立保育園運営事業 保育環境改善等事業費補助金 12,000 少年少女発明クラブ事業 少年少女発明クラブ交付金増額 (寄附充当) 1,505

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
4 衛生費	2,502,724	△3,056	2,499,668	健康づくり推進事業 講師等謝礼減額 △45 記念品等減額 △61 消耗品費減額 △3 印刷製本費減額 △268 おおぶコンディショニング大学委託料減額 △1,505 映画使用料減額 △110 ウォーキング大会実行委員会交付金減額 △800 健康づくり食育推進協議会交付金減額 △198 成人健康診査事業 骨密度検診委託料減額 △66
6 農林水産業費	341,986	829	342,815	地産地消推進事業 講師等謝礼減額 △84 普通旅費減額 △20 消耗品費減額 △45 会場借上料減額 △141 農畜産物PR販売設営借上料減額 △63 駐車場使用料減額 △4 営農振興事業 環境保全型資材等購入推進事業補助金 200 農業環境整備事業 消耗品費増額 900 豚熱ワクチン接種手数料補助金 86
7 商工費	940,643	△22,862	917,781	商業団体等育成事業 共同事業補助金減額 △2,280 産業立地促進奨励事業 サプライチェーン対策のための市内投資 12,500 促進補助金 産業文化まつり事業 司会者謝礼減額 △50 催事謝礼減額 △1,655 消耗品費減額 △38 広告料減額 △77 手数料減額 △166 産業文化まつり施設賠償責任保険料減額 △68 産業文化まつり会場設営等委託料減額 △15,904 自動車借上料減額 △4,911 商工会議所交付金減額 △2,500 JAあいち知多交付金減額 △700 観光推進事業 大府東浦花火大会補助金減額 △3,263 つつじまつり交付金減額 △2,650 消費者行政事業 消費者フェア会場設営委託料減額 △1,100
8 土木費	4,791,555	7,500	4,799,055	土地区画整理事業 国庫費用負担金増額 7,500

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
9 消防費	1,230,975	△1,143	1,229,832	庶務課事務管理事業 記念品等減額 訓練等指導業務事業 消耗品費減額 食糧費減額 消防広場来場者傷害保険料減額 消防広場運営委託料減額 消防団管理運営事業 記念品等減額 消耗品費減額(寄附充当) 食糧費減額 通信運搬費減額 自動車借上料減額 県操法大会資材等借上料減額	△17 △263 △66 △101 △182 △65 △44 △120 △4 △216 △65
10 教育費	3,715,125	298,711	4,013,836	学校総務管理事業 司会者謝礼減額 食糧費減額 手数料減額 タイムカプセル開封式会場設営委託料減額 小中学校音楽会交付金減額 小学校陸上大会等交付金減額 国際交流教育推進事業 自動車借上料減額 中学生海外派遣事業交付金減額 小学校運営事業 消耗品費増額 手数料増額 事務機器保守点検委託料増額 小学校水泳授業指導支援委託料減額 事務機器借上料増額 自動車借上料減額 東部知多温水プール使用料減額 学習用ソフトウェア使用料 施設用備品増額 小学校教育振興事業 普通旅費減額 通信運搬費増額 自動車借上料減額 野外活動毛布等借上料減額 野外活動交付金減額 都市間交流事業交付金減額 中学校運営事業 消耗品費増額 手数料増額 事務機器保守点検委託料増額 事務機器借上料増額 学習用ソフトウェア使用料 施設用備品増額	△10 △11 △308 △312 △1,378 △1,634 △99 △5,340 12,772 5,492 10,411 △5,162 11,121 △1,324 △79 4,170 196,265 △101 1,100 △3,566 △1,738 △575 △1,919 6,656 2,745 5,029 6,113 1,901 88,000

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
				中学校教育振興事業
				通信運搬費 1,252
				手数料 308
				自動車借上料減額 △3,439
				オンライン学習支援サービス使用料 4,752
				野外活動交付金減額 △688
				中学生サミット事業交付金減額 △300
				生涯学習機会拡充事業
				普通旅費減額 △329
				食糧費減額 △6
				印刷製本費減額 △205
				健康お笑い事業委託料減額 △4,708
				会場借上料減額 △139
				施設管理用品借上料減額 △267
				研修等出席負担金減額 △2
				公民館等生涯学習機会提供事業
				自動車借上料減額 △2,673
				生涯スポーツの推進事業
				講師等謝礼減額 △20
				費用弁償減額 △327
				普通旅費減額 △16
				駐車場使用料減額 △15
				有料道路通行料減額 △24
				競技スポーツの推進事業
				オリンピック聖火リレーミニセレブレーション △1,000
				出演者謝礼減額
				消耗品費減額 △225
				オリンピック聖火リレーコース警備等委託料減額 △3,580
				オリンピック聖火リレー駐車場整理委託料減額 △28
				オリンピック聖火リレー会場装飾委託料減額 △3,639
				オリンピックパブリックビューイング会場設営委託料減額 △893
				パラリンピック聖火フェスティバル運営委託料減額 △2,200
				オリンピックメダリスト凱旋パレード運営委託料減額 △2,750
				会場借上料減額 △151
				放映権使用料減額 △700
				庁用備品減額 △88
				大府シティ健康マラソン大会交付金減額 △6,972
				大府ジュニアバドミントン大会交付金減額 △336
				近接中学校ソフトテニス大会交付金減額 △100
計	44,718,358	406,080	45,124,438	

4 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和元年度末 残高(決算見込)※	今回補正前		今回補正額			
			令和2年度中増減見込額		令和2年度末 残高見込額※	令和2年度中増減見込額		令和2年度末 残高見込額※
			積立見込額	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		5,376,836	9,738	2,720,000	2,666,574			2,666,574
奨学基金		43,619		5,396	38,223			38,223
図書購入基金		8,000			8,000			8,000
減債基金		134,125	17		134,142			134,142
緑化基金		171,580		4,954	166,626			166,626
文化振興基金		39,288		5,275	34,013			34,013
国際交流基金		89,624		2,192	87,432			87,432
スポーツ振興基金		61,170		1,994	59,176			59,176
協働のまちづくり推進基金		15,378		1,599	13,779			13,779
公共施設等整備基金		1,537,104	6,863	200,000	1,343,967			1,343,967
みちづくり基金		749,165	653	103,484	646,334			646,334
子ども・子育て応援基金		110,574	23	36,329	74,268			74,268
ふるさとおおぶ応援基金		239,748	500,061	232,550	507,259			507,259
新型コロナウイルス感染症対策基金		—	2,013,888	721,910	1,291,978	148,954	211,073	1,229,859
合	計	8,576,212	2,531,243	4,035,683	7,071,772	148,954	211,073	7,009,653

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

※財政調整基金の令和2年度末残高見込額には、令和元年度決算における剰余金の基金への編入額は含まれていません。

※ふるさとおおぶ応援基金の令和元年度末残高(決算見込)には、令和元年度出納整理期間中に積み立てた分が含まれています。

大府市立北山小学校給食室建替え工事の概要

- 1 工事の場所 大府市北山町三丁目地内
- 2 建物概要
 - (1) 構造・規模 鉄骨造平家建（一部3階建）
 - (2) 建築面積 455.6㎡
 - (3) 延べ面積 556.16㎡
 - (4) 主な室名 調理室、下処理室、洗浄室、和え物室、パン・牛乳入荷室、配膳室、入荷室、検収室及び更衣・休憩室
- 3 工期予定 契約の日の翌日から令和3年3月5日まで

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の概要

1 主な車両仕様

- (1) 型式 I-B型
- (2) 車体の形状 キャブオーバー型ダブルシート
- (3) シヤシ 5トンベース
- (4) 駆動 4輪駆動方式
- (5) エンジン ディーゼルエンジン
- (6) 変速装置 マニュアルトランスミッション
- (7) 装備等
 - ア 真空ポンプ
 - イ 水槽（1,500リットル）
 - ウ 吸管
 - エ 電動フロントウインチ
 - オ ハイルーフ
 - カ 消火薬剤混合装置
 - キ 三連はしご手動式昇降装置
 - ク 動力付きホース延長用資機材昇降装置
- (8) 乗車定員 5名

2 主な積載品

- (1) 消防用ホース（65ミリ） 30本
- (2) 管そう 2本
- (3) 動力付きホース延長用資機材 1台
- (4) 電動式救助資機材（カッター、スプレッダー、ラムシリンダー等） 1式
- (5) 投光器及び発電機 1式
- (6) フォグネイル（高圧消火装置） 1式
- (7) 空気呼吸器（取付装置付） 4器